

入 札 仕 様 書

1 委託業務名

石川県生物多様性戦略ビジョン改定支援業務

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務の目的

国の生物多様性政策の動向を踏まえつつ、今後の石川県内での取組の推進を図るため、生物多様性に関する国及び石川県内の状況等を情報収集・分析のうえ、石川県生物多様性戦略ビジョン（以下「戦略ビジョン」という。）を改定することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 調査業務

① 基礎情報の収集

受託者は、国及び石川県の既存資料等を活用し、県内の自然環境やその変化、令和6年能登半島地震とその影響に関する事項のほか、歴史や伝統、文化、産業等に関する基礎情報を収集、整理する。実施方法は委託者と協議のうえ決定する。

② 関係団体・有識者へのヒアリングの実施

受託者は、生物多様性等に関し、「有識者・関係団体へのヒアリング」を実施する。ヒアリングはオンラインで、10名程度を対象に行うものとする。

(2) 分析業務

受託者は、現戦略ビジョンの実施状況や策定後の状況変化、上記(1)で得られた情報を分析し、本県の生物多様性等に関する現状と課題を整理する。

(3) 施策等の検討、提案補助

受託者は、委託者との協議に基づき、上記(1)及び(2)の結果を踏まえ、課題の解決に有効と考えられる施策や施策の進捗を測る数値目標やKPI（重要業績評価指標）を提案する。

検討に際しては、計画期間終了後に結果や効果を検証できるように留意すること。

(4) 戦略ビジョン改定案等の作成支援

① 骨子案、素案

受託者は、委託者との協議に基づき、骨子案及び素案を作成する。

作成に際しては、「生物多様性国家戦略 2023-2030」や「石川県成長戦略」、「石川県創造的復興プラン」、「石川県環境総合計画」との整合性を図るとともに、「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）」を参考にすること。

また、骨子案及び素案には、上記(1)、(2)、(3)の結果や、石川県生物多様性戦略ビジョン改定委員会で出された意見等も反映させ、本県の地域特性を生かしたものとすること。

② 改定案、改定案の概要

受託者は、委託者との協議に基づき、改定案及び改定案の概要を作成する。

デザインは、委託者と協議のうえ、決定する。

(5) 戦略ビジョン改定委員会の開催支援

委託者は、戦略ビジョンの改定にあたり、令和7年7月から3月にかけて「石川県生物多様性戦略ビジョン改定委員会」（全3回程度）の開催を予定しており、受託者は、その際に必要な各種業務（日程調整、論点整理、各種資料の準備、議事録の作成等）を行う。なお、委員会の出席については、Web 参加も可とする。

(6) 石川県自然環境審議会自然共生部会の運営補助

委託者は、令和7年8月から11月にかけて「石川県自然環境審議会自然共生部会」（全2回程度）の開催を予定しており、受託者は、必要に応じて説明・質疑に対する応答を行う。なお、委員会の出席については、Web 参加も可とする。

(7) その他、戦略ビジョンの改定等に必要と考えられることの実施

5 調査業務に従事する者の要件

業務に直接従事する者は、骨子案の作成から改定版の戦略ビジョンを作成するために、生物多様性の概念に関する基本的な知識を有するとともに、生物多様性国家戦略及び生物多様性地域戦略に関する業務の経験を有している必要がある。

また、県内の生物多様性に関するデータ等の知見及び各構成員の意見等について対応可能な知識を有している必要がある。

加えて、4に示す業務の実施に対応可能な能力を必要とする。

6 成果品

受託者は、戦略ビジョン骨子案、素案、改定案及び改定案の概要を石川県に提出する。

また、納入期限は別途指定する日までとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 戦略ビジョン骨子案、素案 | 電子データ（電子メール等） |
| ② 戦略ビジョン改定案 | 電子データ（CD-R 等） |
| ③ 戦略ビジョン改定案の概要 | 電子データ（CD-R 等） |

7 守秘義務

受託者は、石川県が指示または承認した場合を除き、業務上知りえた情報を第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならない。

8 著作権等

成果物、その他これに類するものの著作権は、石川県に帰属するものとする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。